

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（平成30年7月15日 06時00分ごろ～08時00分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（新潟県 ^{せいろう} 聖籠町加治川河口北方沖） |
| 事故の概要 | 漁船 ^{かす} 一丸は、引き釣り漁の操業を行いながら航行中、船長が落水して死亡した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年7月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 一丸、0.9トン NG3-17899（漁船登録番号）、個人所有 6.54m(Lr)×1.77m×0.69m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、平成14年12月10日 第220-22192号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年10月16日 免許証交付日 平成30年3月19日 (平成35年10月15日まで有効) |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1 海象：海上 平穏、水温 約22℃ |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、僚船と共に平成30年7月15日05時00分ごろ加治川河口の係留場所を出発し、06時00分ごろから加治川河口北方沖において引き釣り漁を始めた。 僚船の船長は、08時00分ごろ僚船の北方500～600m付近に見えた本船の船上に人影が見当たらないことに気付き、本船に接近したところ、本船が無人で北東方に向けて航行していることを認めた。 |

| | |
|---|---|
| | <p>僚船の船長は、付近海域で船長を捜したが見当たらず、携帯電話で同じ漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する友人に船長が行方不明であることを伝え、漁協への連絡、海上保安庁への通報及び捜索の応援を依頼した。</p> <p>僚船の船長は、僚船の左舷側を本船の右舷側に接触させ、カギの付いた竿<small>さお</small>を使用して本船の船外機のクラッチレバーを中立の位置にして本船を停船させた。</p> <p>本船は、来援した別の僚船の乗組員が操船して本船の係留場所に着岸した。</p> <p>船長は、来援した別の僚船及び巡視船艇等による捜索が行われたが発見されず行方不明となり、11月1日、秋田県にかほ市<small>このうら</small>金浦の砂浜において漂着遺体が発見され、後日、DNA鑑定の結果、船長であることが確認されたが、死因は不詳と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船は、和船型の船外機船であった。</p> <p>本船の両舷船尾の竿立てには、それぞれ釣り竿が1本、また、左舷竿立ての後方には、船体に固定し、舷外に向けて立て掛けられた釣り竿1本が残っていた。</p> <p>本船には、他船と衝突したような痕跡は見られず、船内にはクーラーボックス3個、道具箱1個、作業用救命衣1個等が残っていた。</p> <p>船長は、発見時、青色のつなぎ服の上から膨脹式救命胴衣（膨脹状況不明）を着用して胴付長靴を履いていた。</p> <p>船長は、防水型携帯電話を所有しており、ふだんから身に着けていたが、発見時には身に着けておらず、本船からも発見されなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、不詳であった。</p> <p>本船は、15日06時00分ごろ加治川河口北方沖において引き釣り漁を始めた後、08時00分ごろ無人の状態で行っているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、クラッチレバーが前進状態であったことから、引き釣り漁の操業を行いながら航行中に落水して死亡したものと考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が引き釣り漁の操業を行いながら航行中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p> |

| | |
|--|----------------------------------|
| | られる。 ・引き釣り漁の作業中は、落水に十分注意すること。 |
|--|----------------------------------|

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

